

千葉県議会議員の定数及び選挙区等に関する条例の一部を改正する条例

千葉県議会議員の定数及び選挙区等に関する条例（昭和四十九年千葉県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「九十四人」を「七十七人」に改める。

第二条の表を次のように改める。

選挙区		議員数
名称	区域	
千葉第一選挙区	千葉市中央区及び緑区の区域	四人
千葉第二選挙区	千葉市稲毛区及び若葉区の区域	四人
千葉第三選挙区	千葉市花見川区及び美浜区の区域	四人
市原選挙区	市原市の区域	四人
葛南第一選挙区	習志野市の区域	二人
葛南第二選挙区	八千代市の区域	二人
葛南第三選挙区	船橋市の区域	七人
葛南第四選挙区	市川市の区域	六人
葛南第五選挙区	浦安市の区域	二人
東葛飾第一選挙区	松戸市の区域	六人
東葛飾第二選挙区	鎌ヶ谷市の区域	二人
東葛飾第三選挙区	柏市の区域	五人
東葛飾第四選挙区	我孫子市の区域	二人
東葛飾第五選挙区	野田市の区域	二人
東葛飾第六選挙区	流山市の区域	二人
印旛第一選挙区	佐倉市及び八街市の区域並びに印旛郡酒々井町の区域	三人
印旛第二選挙区	四街道市の区域	一人
印旛第三選挙区	印西市及び白井市の区域並びに印旛郡栄町の区域	二人
印旛第四選挙区	成田市及び富里市の区域	二人
香取選挙区	香取市の区域及び香取郡の区域	二人
海匝選挙区	銚子市、旭市及び匝瑳市の区域	二人
山武選挙区	東金市、山武市及び大網白里市の区域並びに山武郡の区域	二人
長生選挙区	茂原市の区域及び長生郡の区域	二人
夷隅選挙区	勝浦市及びいすみ市の区域並びに夷隅郡の区域	一人
君津第一選挙区	木更津市及び袖ヶ浦市の区域	二人

君津第二選挙区	君津市及び富津市の区域	二人
安房選挙区	館山市、鴨川市及び南房総市の区域並びに安房郡の区域	二人

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の一般選挙から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に千葉県議会議員の職にある者に係る千葉県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数については、その任期が終わる日までの間に限り、なお従前の例による。